

令和7年度退職予定者に対する福利厚生制度等の説明会

互助組合に係る手続等について

一般財団法人広島県教育職員互助組合

互助組合に係る手続等について

- 1 退会給付金
- 2 退職後の互助制度

退職に伴う手続

全員

1 退会給付金の請求

～必ず行っていただく手続です～

希望者

2 退職後の互助制度への加入

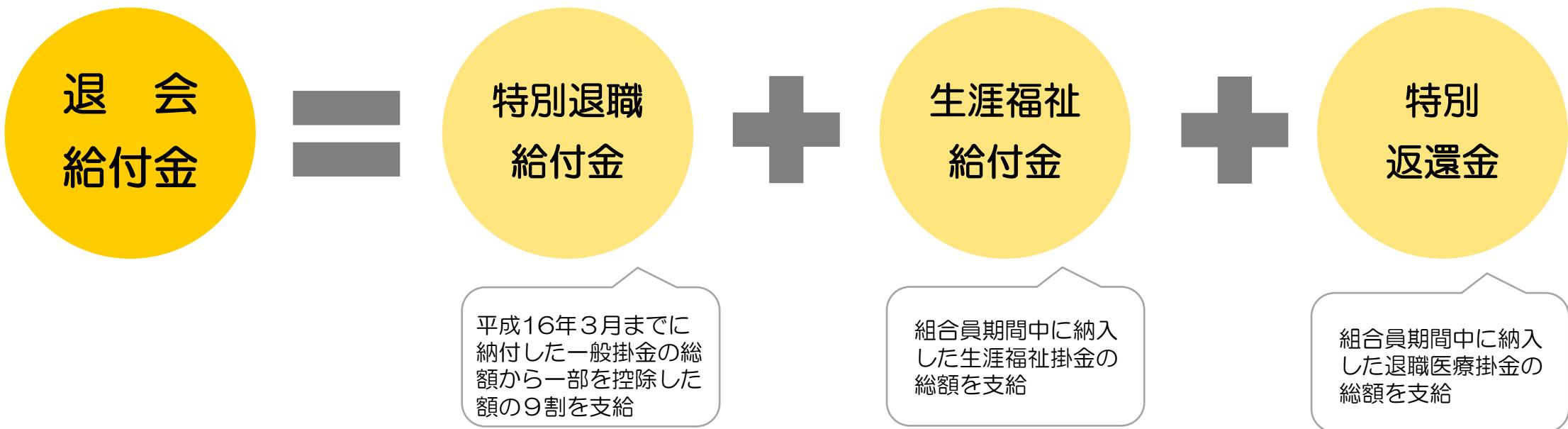
～退職後の状況に応じて、次のいずれかの互助制度に加入することができます～

- ① 退職医療制度 ▶ 医療費の補助事業等を実施している退職後の互助制度
- ② 現職制度 ▶ 現在加入いただいている現職者の互助制度

1 退会給付金

退職（互助組合員の資格喪失）に伴い組合員からの請求により給付される給付金

次の3つの給付金を併せて給付します。



対象者	<ul style="list-style-type: none">① 共済組合員等番号が全て数字の方（県費）② 共済組合員等番号の頭文字がPの方（広島市費）③ 共済組合員等番号の頭文字が乙の方（その他） <p>※ 広島市費の方は、平成29年度以降も県の互助組合へ加入している方のみ対象</p>
-----	---

1 (1) 退会給付金の請求手続

(運営規則第5条第3項関係)

記入例

⑤ 退会給付金請求書

組合員名	互助 太郎			年齢	所属名	広島小学校									
共済組合員等番号	6	5	4	3	2	1	61 歳	所属コード	1	2	3	4	5		
互助組合退会理由	<input checked="" type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 異動(異動先:) <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他(理由:)			退職年月日 (異動年月日)		令和 8 年 3 月 31 日									
受取口座	1 既に届出の給付金受取口座を指定する 在通帳のコピーは不要です。														
	2 次の口座を指定する ※必ず、請求者ご本人名義の口座を記入してください。 ※通帳(受取口座)のコピーを裏面に貼付してください。														
	金融機関コード		本・支店番号	料目	口座番号										
				普通											
金融機関名		本・支店名													
特別退職給付金、特別返還金及び生涯福祉給付金を請求します。 なお、退職医療組合員となる場合に限り、この給付金を基準掛金に充当することを承諾します。															
令和 8 年 3 月 31 日															
一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様															
請求者 住所 (〒 765 - 4321)															
広島市中区互助町1丁目2-3															
(ﾌﾘｶﾞﾅ) ゴジョ タロウ 氏名 互助 太郎 (続柄:)															
電話番号 (082) 123 - 4567															

※ 次の方は、提出不要です。(退会給付金に係る掛金を徴収していないため)

①県費負担職員のうち、任用期間に定めのある方：臨時的任用職員、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員

②市町費等職員のうち、短時間勤務職員：公立学校共済組合員等番号の1桁目がL又はQの方

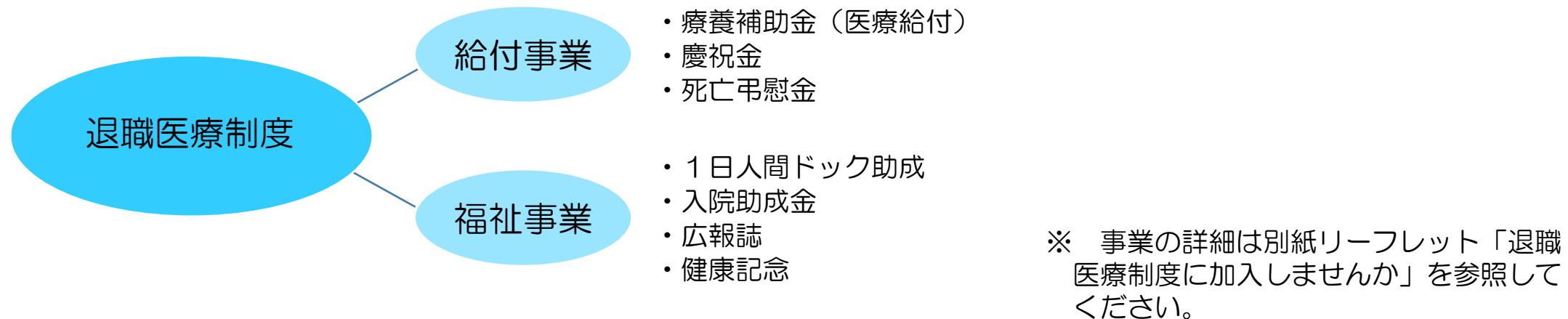
請求方法	<p>「退会給付金請求書」を記入し、互助組合へ提出</p> <p>※ 新たに口座を指定する場合は、給付金受取口座の通帳のコピーを添付（裏面に糊付け）</p>
注意事項等	<p>○退職後に、引き続き再任用職員等で、公立学校教職員として勤務される場合も必ず提出してください。</p> <p>○退職時と氏名が変わった場合は、氏名が変わったことが確認できるもの（運転免許証等）のコピーを添付してください。</p> <p>○受取口座について、既に届出の給付金受取口座を指定する場合は、添付書類は不要です。</p> <p>新たに口座を指定する場合は、通帳のコピーを貼付してください。</p> <p>また、新たに口座を指定する場合は、振込手数料の都合上、広島銀行としていただくよう御協力ください。</p> <p>※ 4月30日までに請求書の受付処理が終了した方は、5月末に送金します。</p> <p>なお、4月30日を過ぎて受理した方については、事務処理が完了次第給付します。</p>

請求書の書き方等は、詳細版資料6～7ページをご覧ください。

※ 様式は、互助組合ホームページの「様式ダウンロード集」からもダウンロードできます。

2 ①退職医療制度

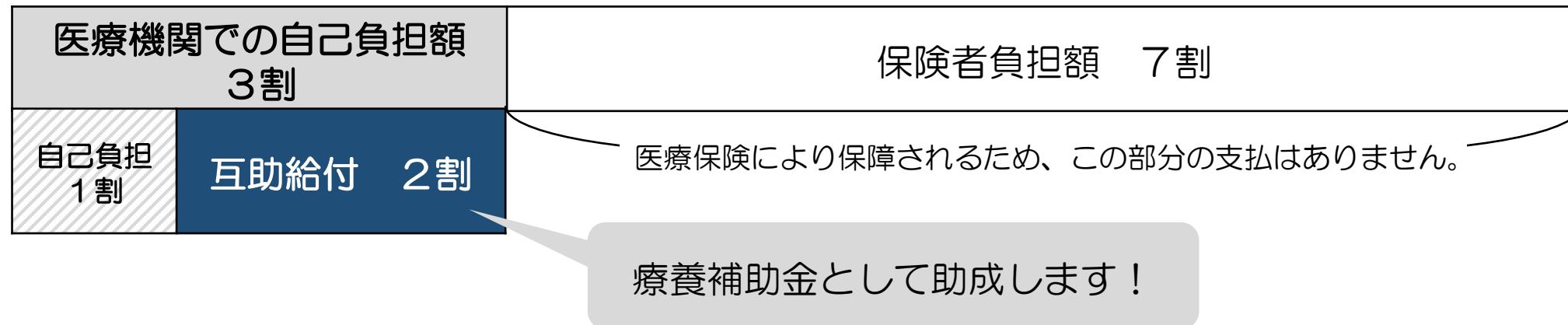
退職医療制度とは、互助組合の組合員であった方の退職後の生活をサポートする制度です。



加入資格	退職するまで互助組合員で、退職日の翌日（組合員の資格を喪失する日）の年齢が45歳以上である方
利用期間	終身 ※ 療養補助金（医療給付）は、70歳に達した日の属する年度末まで
掛金	加入時に一括納入 ※ 退会給付金を掛金に充当
給付方法	各請求書での請求により、2か月に1回、届出口座に振込
注意事項	加入後の退会不可（納入掛金の返金不可）

2 ①退職医療制度 療養補助金

病院や薬局等にかかったときに、自己負担した医療費（公的医療保険適用）総額の2割を、満70歳に達した年度末まで給付します！



- ※ 月ごと、医療機関ごと、入院・外来別に それぞれ63,600 円を上限に給付
- ※ 自己負担額が医療費総額の2割未満の場合は、自己負担額を限度として給付します。
- ※ 事業の詳細は別紙リーフレット「退職医療制度に加入しませんか」を参照してください。

2 ①退職医療制度 加入手続

第2条関係

⑤ 退職医療組合員申出書

記入例

下記のとおり、互助組合退職医療制度に加入することを申し出ます。

一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長様

令和8年3月31日

⑤ 加入者 給付金の送金先 (注)	退職医療組合員番号	退職医療組合員制度加入年月日	退職時の所属コード・共済組合員等番号		
		令和 年 月 日	所属コード	12345	
			共済組合員等番号	654321	
	氏名		性別	生年月日	
	カナ	ゴジョ タロウ	男	39年 10月 1日	
	漢字	互助 太郎	女	61歳	
	住所				
	〒 765 - 4321 広島県広島市中区互助町1丁目2-3				
	電話番号				
	082 - 123 - 4567 (携帯番号可) ※連絡がつく番号を記入してください。				
1.既に届出(現職時に届出)の給付金口座を指定する ※連絡のコピーは不要です。					
2.次の口座を指定する ※必ず、請求者ご本人名義の口座を記入してください。 ※連絡(受取口座)のコピーを裏面に貼付してください。					
金融機関コード		本・支店番号	料金	口座番号	
0 1 6 9	0 0 8	普通	7 6 5 4 3 2 1		
金融機関名	本・支店名				
広島銀行	県庁支店				

(注)
・太枠の中を記入してください。

・の部分は記入しないでください。

・加入する場合は、年齢に応じた基準掛金を払い込むことが必要です。

・この申出書は、「退会給付金請求書」と併せてご提出ください。(退会給付金の給付対象者のみ)

※ 給付金の送金先は、振込手数料の都合上、広島銀行の指定にご協力ください。

期限を過ぎたら
加入できません。

加入申込方法	退職日の翌日から起算して30日以内に、「退職医療組合員申出書」を記入し、互助組合へ提出 ※ 新たに口座を指定する場合は、給付金受取口座の通帳コピーを添付(裏面に糊付け) (令和7年度末退職の場合、令和8年4月30日(木)必着)
掛金納入	○退職日の翌日の満年齢に応じた基準掛金額(別紙リーフレット「退職医療制度に加入しませんか」参照)を加入時に一括納入。
注意事項等	○現職制度との二重加入はできません。 ※ 共済組合員等番号が数字のみ、頭文字がP又はZの方は、基準掛金に充当するため退会給付金請求書と併せて提出してください。

申出書の書き方等は、詳細版資料15ページをご覧ください。

※ 様式は、互助組合ホームページの「様式ダウンロード集」からもダウンロードできます。

2 ②現職制度への再加入の手続き方法

記入例

(組合員規則第3条関係)

短時間勤務会計年度任用職員

任期付職員
臨時の任用職員
再任用(フルタイム)
等、有期職員

御自身の任用形態に合った申込書を選んでください

⑤加入申込書

ふりがな 組合員氏名	ごじょ たろう 互助 太郎	所属所名	広島小学校
共済組合員等番号	5 4 2 2 1 K	所属コード	1 2 3 4 5
現 住 所	〒 785-4321 広島市中区互助町1丁目2-3		
加入年月日 共済組合員資格 取得年月日	令和 8 年 4 月 1 日	任用種別	1 任期付職員 2 臨時の任用職員 ③ 再任用 <u>フルタイム</u> 職員 4 その他()
生年月日	5 0 0 年 0 月 0 日		
上記のとおり、一般財団法人広島県教育職員互助組合への加入を申し込みます。 一般財団法人広島県教育職員互助組合理事長 様 令和 8 年 4 月 5 日 職名 教諭 氏名 互助 太郎			
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。 令和 8 年 4 月 7 日			
所属長 氏名 校長 氏名 広島 敏子			

注1) 提出期限:加入年月日(共済組合員資格取得日)から起算して20日以内(必着)

注2) 貸付事業及びリフレッシュ給付金は対象外となります。

注3) 退職医療制度加入者は、加入できません。

加入申込
任用開始日から起算して20日以内に、
「加入申込書」を記入し、
互助組合へ所属を通して提出
(令和8年4月1日任用開始の場合、令和8年4月20日(月)必着)

加入資格
○退職後に新たに公立学校共済組合員の資格を取得した者
※ 広島市費の方は、再任用(フルタイム)職員のみ再加入できます。
※ 任意継続組合員は、対象外です。

注意事項等
○退職後、同じ所属で勤務する場合でも、任用形態が変更となるため、加入希望者は必ず「加入申込書」を提出してください。
○退職医療制度とは二重加入できないため、どちらか一方を選択してください。

申込書の書き方等は、詳細版資料18ページをご覧ください。

※ 様式は、互助組合ホームページの「様式ダウンロード集」からも
ダウンロードできます。

期限を過ぎたら
加入できません。

≪参考≫退職後の互助制度への加入について

退職（退会..互助組合員の資格喪失）

